

渇水時における都田川からの水融通について

「河川法53条の2」に基づく水の融通を！！

浜松市の渇水期対策

『(天竜川の渇水時に)10%ほどの取水制限がとられることがある。その際の削減量分(夏期は23,960トン、冬期は19,570トン)に相当する給水量を一年を通して常時確保しておく必要がある。』そして、『それは、太田川からの受水によって補填する』としています。

国土交通省の渇水期対策

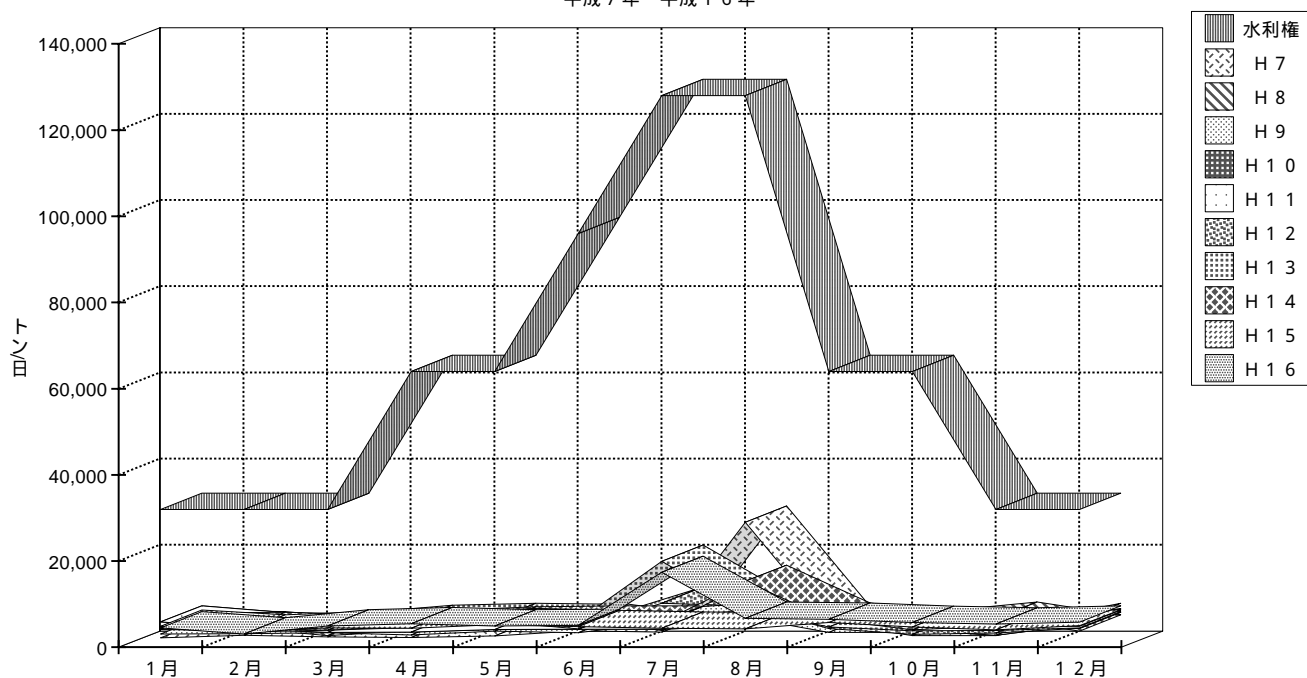
国土交通省は、取水制限がとられる事態(いわゆる「異常な渇水」)の期間について、水資源の有効活用を図る為に、水の融通の弾力化を図るべく河川法の改正(平成9年)を行いました。とりわけ、河川法53条の2では、異常な渇水状態(取水制限等の処置がとられるような渇水期間)の期間においては、余裕のある近隣の河川から円滑に水融通を促進させるために、手続きの簡略化を図っています。

都田川ダムからの水融通について

天竜川が渇水で取水制限が行われる期間に限って、隣接する「都田川」から水融通を受けるという選択はメリットの大きなものになります。ちなみに、都田川においては、本年度の渇水時にも取水制限がとられることはありません。

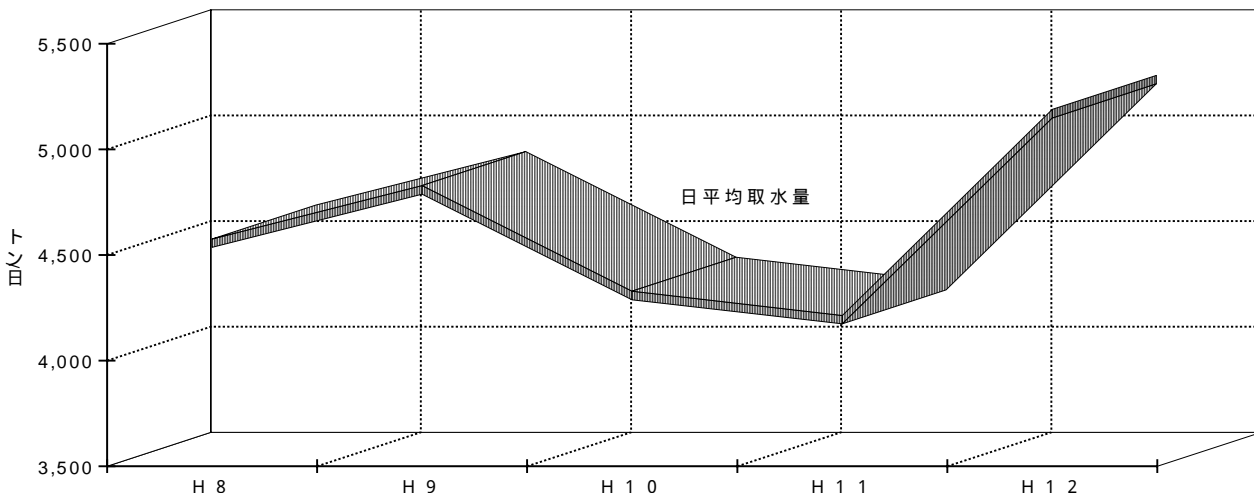
「浜名湖北部農水」(都田川ダム)の水利権水量と取水実績の比較

浜名湖北部農水の水利権水量と使用水量実績
平成7年～平成16年



都田川からの農水の10年間の日平均取水量（平成7年～平成16年）は上記グラフのように約5,000トンになっています。

浜名湖北部用水の取水実績（日平均）
平成8年～平成12年



都田川ダムの「浜名湖北部農水」においては、夏期の渇水期（6月～9月）には水利権水量に対して6万トン～12万トンもの余水が発生しています。また、冬期の渇水期（11月～1月）には、約3万トンの余水が発生しています。

改正河川法53条の2

（渇水時における水利使用の特例）

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

一時的な渇水時における対策として、わざわざ新たなダムを建設して水の確保を図るよりも、地域にある水資源を有効に活用していくことのほうが将来にツケを残さない最善の選択になります。浜松市の選択は市民にとって最悪な選択というほかありません。

参考 国土交通省のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/river/saigai/kassui/yuuzuu.html>